

平成27年2月26日開催

第 33 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

# 第33回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年2月26日(木) 午前10時00分

2. 開催場所 新ひだか町福祉センター 2階 大集会室

3. 出席委員 16 人 (欠席委員8名)

1	番	安	田	悦	郎	出	1	3	番	西	村	和	夫	欠
2	番	若	生	良	一	出	1	4	番	橋	本	孝	博	出
3	番	渡	辺		隆	欠	1	5	番	前	川	達	哉	出
4	番	松	本	俊	博	出	1	6	番	酒	井		薫	出
5	番	白	井	康	博	欠	1	7	番	川	端	義	幸	出
6	番	藤	原	俊	哉	出	1	8	番	中	道	雅	則	欠
7	番	土	居	正	広	出	1	9	番	吉	田	邦	博	出
8	番	小	林	嘉	弘	出	2	0	番	前	谷	武	志	欠
9	番	山	口	隆	弘	出	2	1	番	川	端	英	幸	出
10	番	水	上	隆	敏	欠	2	2	番	見	上	久	義	出
11	番	橋	本	義	次	欠	2	3	番	野	表	篤	夫	欠
12	番	岡	田	猛	出	出	2	4	番	金	森	靖	一	出

4. 出席事務局職員

事務局長 池田 孝義

主 幹 二本柳 浩一

主 査 神谷 貴史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第5号 現況証明下附願いに対する発給について

6. 会議の概要

<p>事務局長</p>	<p>それでは、ご案内の時間となりましたので、平成27年2月26日招集、第33回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。          なお本日の欠席者は、3番渡辺 隆委員・5番白井康博委員・10番水上隆敏委員、11番橋本義次委員、13番西村和夫委員、18番中道雅則委員、20番前谷武志委員、23番野表篤夫委員の8名でありまして、それぞれ欠席の旨、通知がありましたので、ご報告いたします。          以上により、出席委員は24名中16名で、定足数に達しておりますので、農業委員会法第21条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることをご報告いたします。          総会の開会にあたり、金森会長よりご挨拶をいただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>挨拶</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。   <b>【異議なしの声あり】</b></p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事録署名委員は、21番川端英幸委員、22番見上久義委員をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に日程第2の報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてを、議題といたします。事務局より報告第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、報告第1号の議案書をご覧下さい。農地法第18条第6項の規定による解約通知については、1件です。議案書をもとに説明します。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【報告第1号1番を議案書をもとに朗読】</b></p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。          (質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>採決いたします。報告第1号1番について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数ですので、報告第1号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第1号の議案書をご覧下さい。農地法第3条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】</b></p>
<p>事務局</p>	<p>以上の申請の内容は、お手元にございます別添農地法第3条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。</p>

議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
12番	議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請については2件でしたが、順位2番の申請者から申請取り下げの申し出がありましたので、申請件数は順位1番の1件となりますので、訂正をお願いいたします。 なお、関連のあります議案第4号農業振興地域における農用区域の変更等に係る意見について、の順位1番用途変更も取り下げの申し出がありましたので、訂正をお願いいたします。 議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、こちらは良好な農地にすることを目的とした砂利及び土砂採取のための、一時転用の案件です。 申請地は、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると思われます。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていたが、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□ 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
6番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道へ進達することに決定いたします。

議長	次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。 事務局より議案第3号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
4番	議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号1番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号1番の集積計画について決定といたします。
議長	次に事務局より、議案第3号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
14番	議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号2番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号2番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より、議案第3号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 本案件は新規就農に係る内容ですので、別添の新規就農者に係る参考資料により補足説明いたします。

●●さんと●●さんは夫婦であり、静内東別地区で施設野菜の生産により新規就農するため、農地を買い受けたいものです。

夫の●●さんは●●出身の●●歳。●●卒業後、会社勤めをされておりました。また、妻の●●さんは●●出身の●●歳。●●卒業後、地元の農協などに勤められた経歴があります。

研修歴ですが、●●さんは平成26年8月から5ヶ月間、農業士の●●さんで農家研修をされ、その後夫婦で、平成27年1月と同年4月より静内ハウス団地で研修を開始され、来年の3月までの研修予定となっております。

この度の取得は、ビニルハウスの設置など営農準備にも時間を要することから、早期の取得を希望されているものです。

営農品目は、ミニトマトを中心にレタスにも取り組まれます。施設規模は、平成28年にハウス6棟から開始する計画となっております。目標所得は3年後に●●万円、5年後に●●万円で、新ひだか町が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想で掲げている、新規就農者の5年後の目標所得205万円程度を満たしております。

営農計画書については、しずない農協と相談を重ねられ立てられており、計画内容は、本日は欠席されておりますが、ミニトマト栽培に詳しい●●委員に事前に内容を見てもらい、無理な計画内容ではない旨の意見もいただいております。

以上、計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に付け加えますが、農地の経営面積の下限面積について、当農業委員会は北海道に準じて2ヘクタール以上の経営面積がなければなりません。施設園芸・施設栽培においては2ヘクタール未満でも要件を満たすものとしておりますので、申し添えます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第3号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号3番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号3番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第3号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第3号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号4番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号4番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より、議案第3号5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号5番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の3ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

6番 議案第3号5番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号5番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号5番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より、議案第3号6番の議案の朗読と説明をお願いいたします。  
なお本案件は、●●番●●委員が新ひだか町農業委員会会議規則第13条の議事参与の制限にあたりますが、本日は欠席されておりますので審議を続けます。

事務局 【議案第3号6番を議案書をもとに朗読】

事務局 本案件は新規就農に係る内容ですので、別添の新規就農者に係る参考資料により補足説明いたします。  
●●さんと●●さんは夫婦であり、静内中野町地区で施設野菜の生産により新規就農するため、農地を借り受けたいものです。  
夫の●●さんは●●出身の●●歳。妻の●●さんも●●出身の●●歳です。  
研修歴ですが、●●さんは平成26年1月から12ヶ月間、●●さんは平成26年4月から9ヶ月間、認定農業者である●●さんで農家研修をされ、その後夫婦で、平成27年1月より静内ハウス団地で研修を開始され、来年の1月までの研修予定となっております。  
この度の利用権設定は、ビニルハウスの設置など営農準備にも時間を要することから、早期の設定を希望されているものです。  
営農品目は、ミニトマトを中心に取組まれます。施設規模は、平成28年にハウス6棟から開始する計画となっております。  
目標所得は3年後に●●万円、5年後に●●万円で、新ひだか町が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想で掲げている、新規就農者の5年後の目標所得205万円程度を満たしております。  
営農計画書については、しずない農協と相談を重ねられ立てられており、計画内容は、本日は欠席されておりますが、ミニトマト栽培に詳しい●●委員に事前に内容を見てもらい、無理な計画内容ではない旨の意見もいただいております。  
以上、計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の3ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
最後に付け加えますが、農地の経営面積の下限面積について、当農業委員会は北海道に準じて2ヘクタール以上の経営面積がなければなりません。施設園芸・施設栽培においては2ヘクタール未満でも要件を満たすものとしておりますので、申し添えます。  
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

12番 議案第3号6番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号6番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号6番の集積計画について決定といたします。



議長	次に事務局より、議案第3号7番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号7番を議案書をもとに朗読】
事務局	<p>本案件も新規就農に係る内容ですので、別添の新規就農者に係る参考資料により補足説明いたします。</p> <p>●●さんと●●さんは夫婦であり、静内東別地区で施設野菜の生産により新規就農するため、農地を借り受けたいものです。●●さんも●●さんも●●出身の●●歳です。</p> <p>研修歴ですが、お二人とも平成25年2月から11ヶ月間、農業士の●●さんで農家研修をされ、その後夫婦で、平成26年1月より13ヶ月間、●●さんで研修を積まれました。</p> <p>営農品目は、ミニトマトを中心に取られます。施設規模は、平成27年の春にハウス5棟から開始する計画となっています。</p> <p>目標所得は3年後に●●万円、5年後に●●万円で、新ひだか町が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想で掲げている、新規就農者の5年後の目標所得205万円程度を満たしております。</p> <p>営農計画書については、しずない農協と相談を重ねられ立てられており、計画内容は、本日は欠席されておりますが、ミニトマト栽培に詳しい●●委員に事前に内容を見てもらい、無理な計画内容ではない旨の意見もいただいております。</p> <p>以上、計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の4ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>最後に付け加えますが、農地の経営面積の下限面積について、当農業委員会は北海道に準じて2ヘクタール以上の経営面積がなければなりません。施設園芸・施設栽培においては2ヘクタール未満でも要件を満たすものとしておりますので、申し添えます。</p> <p>以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第3号7番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号7番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号7番の集積計画について決定といたします。
議長	次に議案第4号農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見についてを、議案といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第4号順位1番については、議案第2号順位2番の際にも説明いたしましたが、申請者から申請取り下げの申し出がありましたので、申請件数は1件から0件となりました。
議長	議案第4号農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見については、審議案件がございませんので、次の議案第5号に移ります。
議長	それでは、議案第5号現況証明下附願いに対する発給についてを、議案といたします。事務局より議案第5号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第5号の議案書をご覧下さい。現況証明下附願いに対する発給については計4件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第5号1番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請地は、周囲が宅地に囲まれた都市計画区域内の狭隘な土地で、この度、この土地を処分するために、非農地証明の願いが出されたものです。  
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、現在、今後も営農作付けする見込みがないことから、非農地である旨の判定意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

12番 議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号1番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第5号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第5号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請地は、平成15年と平成18年にそれぞれ農地法第4条許可が済んでいる土地であります。当地には既に農業用施設が建っており、今後、この土地の地目を整理して、子へ贈与するため、この度、証明の願いが出されたものです。  
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、非農地である旨の判定意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

14番 議案第5号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第5号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第5号2番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に事務局より、議案第5号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第5号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請地は、周囲が宅地に囲まれた農業振興地域の農用地区域外の狭隘な土地で、十数年以上作物の作付けもされておらず、この度、住宅を建てる計画があり、証明の願いが出されたものです。  
昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、現在、今後も営農作付けする見込みがないことから、非農地である旨の判定意見をいただいております。

<p>議長 1番 議長 議長 議長 議長 事務局 事務局 議長 7番 議長 議長 議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>議案第5号3番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第5号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第5号3番については現況証明を発給することと決定いたします。</p> <p>次に事務局より、議案第5号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> <p>【議案第5号4番を議案書をもとに朗読】</p> <p>事務局 申請地は十数年前から農業用施設の堆肥場が設置されており、現在、今後も営農作付けする見込みがないことから、この土地の地目を整理するため、証明の願いが出されたものです。昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、非農地である旨の判定意見をいただいております。</p> <p>議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>7番 議案第5号4番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>議長 採決いたします。議案第5号4番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)</p> <p>議長 賛成多数ですので、議案第5号4番については現況証明を発給することと決定いたします。</p>
<p>議長 議長</p>	<p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。  (発言なし)</p> <p>議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第33回総会を閉会いたします。 (終了時刻 午前10時46分)</p> <p>以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。</p> <p>平成27年2月26日(議事録調整日 平成27年3月10日)</p> <p style="text-align: right;">新ひだか町農業委員会会長 ㊟</p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 ㊟</p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 ㊟</p>